

東大和市長寿社会福祉基金条例の一部を改正する条例

東大和市長寿社会福祉基金条例（平成4年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 長寿で健康的なまちづくりに資する高齢者の保健、福祉等に必要な資金を積み立てるため、東大和市長寿社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条第1号を次のように改める。

（1）前条の趣旨に適合する寄附金の額

第2条第2号を削り、同条第3号中「一般会計歳入歳出予算」を「一般会計予算」に改め、同号を同条第2号とする。

第4条第1項中「基金に」を「この基金に」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「第4条に定める場合のほか、第1条の趣旨に添う」を「次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

（1）健康寿命を延ばすための財源に充てるとき。

（2）高齢者の社会参加及び生きがいづくりを図るための財源に充てるとき。

（3）その他第1条の趣旨に適合する事業の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。